

M-I DRILLING FLUIDS UK LTD. v. DYNAMICS AIR LTDA事件、上訴番号2016-1772(連邦巡回、2018年5月14日)。Reyna裁判官、Hughes裁判官、Stoll裁判官による審理。ミネソタ地区地方裁判所(Montgomery裁判官)の判決を不服としての上訴。

#### 背景:

油田掘削装置から受け入れ船にドリル切削廃棄物を運ぶためのシステムに関する数件の特許の所有者であるM-I Drilling Fluid UK Ltd.社(M-I Drilling社)と該企業の米国排他的実施権者は、特許侵害のためDynamics Air Ltda.社(DAL社)を提訴した。

DAL社は、ブラジルに主要拠点を置くブラジル企業であり、米国ミネソタ州に主要拠点を置く企業の子会社である。DAL社は、乗船用空気輸送システムを設置および操作するブラジル企業であるPetrobras社と契約を結んだ。最終的に、DAL社は、2隻の米国籍船にシステムを設置したが、これが特許侵害にあたりとされた。

侵害であると主張されたことが、米国領地であることについてDAL社が議論しなかった米国籍船で発生したとしても、連邦民事訴訟規則(Fed. R. Civ. P.)4(k)(2)の適正手続き(due process)の要件と矛盾しているとして、DAL社は、地方裁判所に、人的管轄権の欠如のため訴状却下の申し立てを提出した。

地方裁判所は、契約書では、DAL社には、空気輸送システムを設置および操作する義務があるとする具体的な船名が記載されていなかったため、DAL社は、米国内での活動を「意図的に指示しなかった」として、該申し立てを認めた。

この判決を不服として、M-I Drilling社は、CAFCに上訴した。

#### 争点/判決理由:

地方裁判所が、人的管轄権の欠如を支持したことは誤りであったか。然り、原判決が覆され、本件は、地方裁判所に差し戻しとなった。

#### 審理内容:

まず、CAFCは、規則4(k)(2)が、「ロングアーム連邦制定法(a federal long-arm statute)としての役割を果し、外国籍被告による(提訴された州ではなく)米国との接触が、地方裁判所による人的管轄権の行使を許可し、適正手続き(due process)を満たす」とする前例の審理内容について述べた。

CAFCは、地方裁判所が、「被疑侵害製品もしくは被疑侵害役務の商品化の性質と範囲」ではなく、契約書に焦点を当てることにより間違いをなしたとした。M-I Drilling社が、DAL社に被疑侵害について通知した後でも、DAL社は、米国籍船に対して業務を行い続けた。CAFCは、これはDAL社が「米国内での活動を意図的に指示した」ことを証明するのに十分であるとし、DAL社が「外国籍被告の人的管轄権の主張が理屈に適っていない若しくは不公平であるというやむにやまれない状況(compelling case)を提示する責任を果たしていない」とした。

Reyna裁判官は、賛成意見を提出した。この賛成意見では、「[本件における]人的管轄権の行使は、公正な扱い、重要な司法という従来の概念を傷つけることがない追加理論を提示するものである」と記載されていた。